

労働組合運動の多様性

— フランス労働関係者の実態 —

平 井 和 秀

今世紀初頭に、複数のナショナルセンターが存在するようになって以来、フランスでは労使関係システムと労働争議は複雑な関連をみせつつ推移してきた。

筆者は先に、労使関係者の増加、交渉段階の選択及び個別主義の三要因が、フランスにおけるこのような動きの背景にあることを指摘したが、⁽¹⁾本稿では、このうち第一の要因を各段階の労働組合等の組織の増加及び企業別労働組合役員、個別労働者の労働組合運動に対する考え方の側面から主としてとりあげ、その実態をさらに詳しく検討しようとするものである。

一 企業別労働組合と企業委員会

企業別労働組合組織は、いちじるしい増加を続けている。フランス労働省統計によると、一九六八年法の施行⁽²⁾後をはじめて調査の実施された一九七〇年には、企業別労働組合組織を有する企業は八、一三七、企業別労働組合は一万一、七七五であったが、それ以降毎年持続的増加を続け、最新の結果が得られる七八年には、企業数二万一、三二三（七〇年比二・六二倍）、組合数三万五、二一六（同二・九九倍）となった（一企業当たり一・七組合）。

一九六八年法の規定上、企業別労働組合の組織が可能な企業のうち、組合を有する企業の割合をみても七〇年の二七・五%から七八年には五八・四%へと増加してい

る。

この割合を七八年についてさらに詳しくみると、産業別には、鉱業及びエネルギー供給業、製造業のうち重工業、化学工業、金融保険業などで平均を上回る組織化（七割弱程度）が進んでいるのに対し、建設業、製造業のうち軽工業、卸売業、小売業などでは、ほぼ四割と五割程度と、平均を下回っている。

また、従業員規模別には、五〇～一四九人規模でほぼ半数の四八・四％、一五〇～二九九人規模で七四・〇％、三〇〇～一、〇〇〇人規模で八六・〇％となっており、一、〇〇一人以上規模では九六・七％とほとんどすべての企業にその存在が認められる。

もっとも、このような企業別労働組合数の大幅な増加は、あらゆる労働組合組織について、一律に生じているわけではない。

一九六八年法は、CGT、CFDT、CGT-FO（以下本文及び表等においてFOと略記）、CFTC及びCGCの五ナショナルセンターに加盟する組織については、加盟の事実をもって企業別労働組合の要件の一つである代表性を有するものとし、その他のナショナルセンター

（CSL、CGSI、UCT等）に加盟する組織については、企業内におけるその代表性が所定の手続に従って明らかにされた場合、同法にいう企業別労働組合として認められるとしている。

そこで、企業内労働組合を加盟ナショナルセンター別にみると、七八年において五ナショナルセンターが全体の九四％強を占めている（第一表）。中でもCGTは約四〇％と最も大きな割合を示しているが、長期的には組合数としては増加を続けたものの全体に占める割合は減少しており、一方FO、CFTC、CGCでは、組合数、全体に占める割合とも増加を続けている。

このような企業別労働組合の最近一〇年間における伸びと、上部加盟団体別にみた組織分野の変動に並び、企業委員会⁽⁴⁾における労働組合代表の状況にも、類似した動きが生じている。フランス労働省統計によると、最新の結果が得られる七八年において、委員の選挙又は改選が行われた委員会数は一万六、六八九、うち結果について労働省に回答があり集計対象となった委員会数は一万二、四〇五であった。⁽⁶⁾ これを、委員立候補者の所属する労働組合団体に、得票割合及び当選委員数割合についてみ

第1表 上部加盟団体別企業別労働組合の全体に占める割合の動向 (%)

上部加盟団体	1970年	1978年
計	100.0	100.0
C. G. T.	44.5	39.9
C. F. D. T.	25.5	24.1
F. O.	10.2	12.9
C. F. T. C.	4.3	5.4
C. G. C.	10.0	12.2
(以上小計)	(94.5)	(94.5)
C. S. L.	1.6	1.1
C. G. S. I.	1.1	0.5
その他	3.0	4.0
うち U. C. T.	—	0.2
(企業別労働組合総数)	(11,775)	(35,216)

資料出所 文献6 1981年第3号 156ページ。

注 小数点以下四捨五入の関係で、表中の割合の合計は必ずしも100にならない。

ると、五ナショナルセンターの得票率は七八・二%（うちC.G.T.の投票総数に示める割合が三八・五%）、当選委員数割合は六一・二%（同二九・七%）となっている（第二表）。

右の割合の水準は、いずれの労働組合団体にも所属しない立候補者及び当選者のそれぞれの全体に占める割合が一六%、三四%であることを反映して第一表の水準より低い、五ナショナルセンターの中では、C.G.T.が得票数でも、当選委員数でも、それぞれ五割近くを占め、

第2表 企業委員会委員立候補者の所属別得票及び委員当選数の割合 (1978年) (%)

所 属	得 票	委 員
計	100.0	100.0 (37.4)
C. G. T.	38.5	29.7 (48.5)
C. F. D. T.	20.4	15.7 (48.6)
F. O.	10.0	7.6 (49.3)
C. G. C.	6.6	6.0 (40.7)
C. F. T. C.	2.7	2.2 (45.7)
C. F. T.	1.6	0.4(146.0)
C. G. S. I.	0.0	0.0 (25.0)
U. C. T.	0.1	0.1 (37.0)
その他の組合	3.5	3.6 (35.6)
非組合加入	16.3	34.1 (17.9)

資料出所 文献6 1971年第1号298~299ページ。

注 1) かつこ内は、当選委員1人当たり得票数。

2) 小数点以下四捨五入の関係で、表中の割合の合計は必ずしも100にならない。

最も大きな存在であることに変わりはない。

しかし、このような七八年の状況を、七二年の結果と比べると、得票率、当選委員数の割合ともC.G.T.の地位が相対的に減小し、F.O.、C.G.C.などのそれが増加するという、企業別労働組合の消長と同様の傾向がみられる。七二年において、五ナショナルセンターの得票率は七八・八%（うちC.G.T.四四・一%）、当選委員数割合は五九・〇%（同三一・二%）であった。

二 多様性の実態と特徴

前章でみたような、最近一〇年間におけるフランス企業内の労働組合及び関連組織の勢力の消長には、産業、就業構造の変化、成長率、雇用失業情勢の変化など、構造面、景気変動面にわたる種々の要因が作用していると考えられる。

しかし、このような企業外的要因とならんで、企業段階において発達をみせている労働組合の指導者、一般労働者が、企業内活動の基盤である一九六八年法の成立を受けて、どのような考え方や行動基準をもっていたかという企業内的要因を把握することが重要であろう。

以下、アダム等及びエルベス・スガン⁽⁷⁾が企業別組合役員等を対象として把握した意識調査の公表データから、筆者が再集計、整理した結果を中心に、企業別労働組合役員、一般労働者の労働組合運動の多様性に関するいくつかの特徴を明らかにしよう。

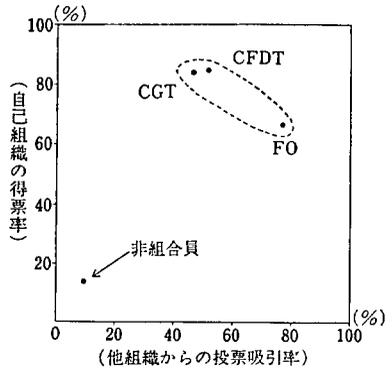
(一) 組織の特性

企業別労働組合の役員をはじめ、一般労働者の多くは、企業別労働組合、企業委員会など、企業段階において労働者を代表する組織についてある程度柔軟な考え方、態度を示している。

その特徴の第一は、企業別労働組合運動の直接のないう手である組合役員、一般組合員の周辺に、非組合員でありながら、組合活動を支持する労働者が広範に存在することである。アダム等の調査結果によると、調査対象労働者のうち労働組合員の割合は二八・八%であるが、企業委員会の委員選挙に当たっては、企業の労働者の八四・七%が労働組合の推薦する候補者に投票している。この結果は、第二表の結果と極めて近い水準にあり、労働組合員と同数以上の非労働組合員が、一定の問題については労働組合の活動に理解を示すか支持を行うかするという傾向が認められる。

その第二は、このような理解、支持の行動が、各労働組合組織を横断してゆるやかで可変的な構造を有しているという点である。労働組合員は、企業委員会の委員選出投票に当たって必ずしも自己の所属する組合の推薦候補者に投票せず、他の組合の組合の推薦候補者や、非組合員候補者に投票するという行動をとっており、しかもそれぞれの所属労働組合別にみて、その行動には、とくにCGT、CFDTグループとFOとの間において大きなちがいがある(第1図)。また、このようなちがいは、

第1図 企業委員会選挙における組織間の投票流動状況



資料出所 文献1 137, 144 ページ。

注 縦軸は、各組合員（又は非組合員、以下同じ）が、同一組合員出身候補に投票した率。横軸は、他の組合員の投票中から吸引した率。

それぞれの労働組合推薦候補者又は非組合員候補者が、どの程度他の組合に所属する労働者又は非組合員労働者を誘引できるかという点からみても同様である。

ゆるやかで可変的な構造は、個別労働者の、現在及び過去における労働組合への所属状況にも認められる。労働組合員のうち、過去に他の労働組合に加入していたものは一三・七%、過去と現在と同一組織に属しているものの、その間にいったん組織を離れた離脱歴がある者が一・一%、また、現在非組合員であるが、過去に組合員であったものは三五・四%であった。⁽¹⁰⁾そして、このよう

な時間変化と可変性の関係は、CGTと、他の労働組合グループとの間で対照的な動きを示しており、CGTから他の組合、非組合員へ流出超過となっている。

・(二)労働組合活動への参加意識

労働組合員が、加盟組合の役員はどのような目的を指して活動すべきであると考えているかを、エルベス・スガンの調査結果によってみると、「労働者の利益の維持、向上」が四三・五%（無回答を除いた回答総数に対する比率は五三・七%）、「社会の変革」が三七・五%（同四六・三%）、「回答なし」が一九・〇%となっている。また、このような目的を達成するための手段としては、「直接的行動を組織すること」が三八・三%（無回答を除いた回答総数に対する比率は六五・四%）、「労働者を教育すること」が二〇・三%（同三四・六%）、「回答なし」が四一・四%となっている。

さらに、それぞれの組合員が、労働組合運動のどのような点に魅力を感じているかをみると、「組合が目標として掲げている新たな社会像」が三八・七%、「組合の社会的経済的行動目標」が二一・四%、「連帯感を抱ける組織に自分が加入しているという事実」が二一・三%、

(47) 労働組合運動の多様性

第3表 所属労働組合別企業別組合活動等の経験¹⁾
(各項目について、「した」、「しない」、「無回答」の計=100) (%)

項 目		C.G.T.	C.F.D.T.	F.O.	
これまで の組合 活動	ビラ貼り	した 17	しない 12	19	
	組合費徴収	した 31	しない 42	23	
		した 68	しない 58	77	
	ストライキのピケッ ティングに参加	した 48	しない 47	38	
		した 51	しない 53	62	
	交渉団に参加	した 37	しない 32	31	
		した 63	しない 68	69	
	これま での組 合役 職等 経験	組合費徴収員	した 18	しない 30	19
			した 81	しない 70	77
		情報宣伝員	した 16	しない 19	8
した 83			しない 81	88	
従業者代表委員 ²⁾		した 21	しない 25	19	
		した 78	しない 75	81	
企業委員会委員		した 13	しない 16	19	
		した 86	しない 84	77	
組合代表		した 15	しない 14	15	
		した 83	しない 84	81	
その他の役職	した 8	しない 9	12		
	した 91	しない 88	85		

資料出所 文献1 137~138ページ。

注 1) 無回答の表示は省略。2) 1946年9月30日のアレテ。後に労働法典L第420の1条以下に編纂。

入状況についてみると、すべての労働者が所定の組合費を全額納入してはいない。

フランスにおける組合費の納入は、労働者が証紙を組合から一定額で購入し、これに毎月、所定の額の証票を購入、貼布することによってなされるのが一般であり、C.G.T.の場合、規約により年間一〇カ月分以上の証票を購入した者を、組合員数として記録することとしている。

主要組合別に、このような証票の購入状況を見ると、C.G.T.、C.F.D.T.、F.O.を通じて一〇カ月以上の納入を行った者は五四

「組合の日常活動の効率性」が一七・五%、「回答なし」が一・〇%となっている。

このような労働組合運動への参加意識を通じて、労働者一般に現実の労働条件の維持、向上より、むしろ社会

の変革を目指すものの割合が大きいが、組合活動への具体的な参加状況を見ると、各労働者に一律の傾向がみられるわけではない。

例えば、労働組合参加の具体的表れである組合費の納入状況についてみると、すべての労働者が所定の組合費を全額納入してはいない。

六六%にすぎず、また、回答しなかった者が九一五%であった。

組合費納入以外の具体的組合参加状況をみても、ストライキの際のピケッティング、労使交渉の席などへの参加は三―五割の組合員が経験しているのに対し、ポスターの掲示など日常活動にたずさわる者は、二割に満たない(第3表)。さらに、組合の中で、各労働者がこれまでにどのような役職を経験してきたかをみても、それほど高い比率ではない。もっとも、非組合員のうち、ストライキの際ピケッティングに参加した経験を有する者が一三%存在することは、前節で指摘した事柄に関連する動きとして注目される。

そのほか、組合集会への参加状況をみると、組合員の約六割が、最近半年以内に一度以上出席した経験があるが、残りは半年以上参加しておらず、全然参加したことのない者も二割程度いた。

(三) 労働組合組織に対する認識

労働組合組織が、個別労働者の利益を維持、発展させるうえでどのように機能しているかについてみると、一般労働者の五七%は、「きわめてよく機能している」、

「ある程度機能している」としているが、「あまり機能していない」、「全然機能していない」とするものも三二%あった(回答なしが一%)。

これを、労働者の組合加入有無別にみると、CGT加入者の場合、「きわめてよく……」と「ある程度……」とするものが九二%、「あまり……」と「全然……」とするものが七%となっている(無回答が一%)。また、CFDTの場合は、それぞれ八二%・一六%(無回答二%)、FOの場合は八〇%、二〇%となっている。

これに対し、非組合員は、「きわめてよく……」と「ある程度……」とするものが四三%、「あまり……」と「全然……」とするものが四一%と、ほぼ同水準となっている(無回答が一五%)。

また、組合役員の日常活動に対する判断として、一般労働者の八〇%は、「献身的によくやっている」としている(「よくやっているとは思わない」が一三%、無回答は八%)。これを労働者の組合加入有無別にみると、CGT、CFDT、FOの三組合加入者のいずれも、九割をこえる者が「よくやっている」としているほか、非組合員もその七四%が、「よくやっている」と認めている

る(「よくやっているととは思わない」が一六%、無回答が一%)。

ところで、非組合員の多く及び組合員の一部にみられるこのような組合組織への批判は、具体的には、どのような点に向けられているのであろうか。エルベス・スガンの調査によると、「組合員自身が組合運動に多くを期

待していないから」「三四・三%、「組合役員の能力開発が不十分だから」「二八・五%、「組合組織内部で権限委譲が十分行われていないから」「一三・九%、「組合に専門家がいらないから」「八・五%、「組合に長期展望がないから」「四・七%、無回答一〇・二%となっている。⁽¹⁵⁾そして、このような指摘に関連して、調査対象となった組合

第4表 回答者の所属組合別にみた組織のフランス・イメージとドイツ・イメージ (%)

所属組織別 回答者	近代的		官僚主義的		力強き		事務的		責任あり		無責任		民主的		政変化									
	C	F	C	F	C	F	C	F	C	F	C	F	C	F	C	F								
C. G. T.	18	27	6	4	18	18	55	12	15	0	14	7	19	7	8	1	10	13	20	18	11	14	18	17
C. F. D. T.	14	47	19	5	4	23	32	23	11	0	2	7	9	21	9	2	2	9	4	40	16	39	14	18
F. O.	8	15	42	16	31	12	19	4	23	0	23	0	4	16	16	4	12	0	12	23	31	38	19	4
非組合員	12	20	12	8	14	15	31	14	14	0	9	3	10	13	9	2	5	6	10	14	11	26	18	18

資料出所 文獻1 166~167ページ

注 1) 回答者は、三つのフランス・イメージのそれぞれについて表頭の8項目を含む12項目の形容詞のうち、最も当てあまると思うもの二つを選ぶ。従って回答者数を100とする構成比の合計は100にならない。他の項目については、縦横の関係で省略した。
 2) 表の数字は、例えば「近代的」欄についてみれば CHDT 加入者のうち47%の者が自己の所属する組織を「民主的」と考えており、FO をそのように考えるものは19%であることを示している。従って、CFDT と FO の加入者は、それぞれ自己の組織を最も「民主的」と考えており(47%、42%)、互に相手の組織は相対的に民主的でないと考えていることを示している。

役員が多くが、組合員、一般労働者との意思疎通をさらにはかるべきこと、討議、決定などへの参加を促進させるべきこと、企業段階組合役員にはより人間的魅力が必要なこと、上部組合役員には、より専門知識、技術が必要なこと、などを感じている。

以上のように、それぞれの組合組織の抱える問題のほかに、各組織の間に対立感、不信感が存在する点も見逃せない。アダム等は、近代的、力強さ、責任感、民主的などプラスのイメージを有する形容詞と、官僚的、事務的、無責任、政党化などマイナスのイメージを有する形容詞合計十二を労働者に提示し、CGT、CFDT、FOの三ナショナルセンターについて被調査者が最もあてはまると思うもの二つをあげさせたが、その結果を、組合加入回答者について、その所属組合別にクロス集計すると、プラス・イメージについては自己の所属する組織に高いスコアを与えると同時に、マイナス・イメージについては、他の組織に高いスコアを与えようとする傾向がみられる(第4表)。

(四) 労働組合運動に対する認識

労働組合運動の方向は、フランスの場合、単に企業段

階における具体的労働条件の維持、向上のみに向けられているのではなく、自主管理、産業、企業の国有化など、現在の制度、仕組みに何等かの変更を生じさせようとする動きを含んでいる。アダム等が、自己の勤務する企業の経営形態についてそれぞれの労働者がどのような考え方をしているかを調査したところ、「現状のままよい」四六%に対し、「全従業員による管理」二一%、「国営」一六%、「組合による管理」一一%と、現状からの変更を主張するものが合計四八%もあったことは、このような動きの背景を示すものといえよう。⁽¹⁶⁾

まず、企業段階における労働条件関連の動きからみてみよう。労働者の発言力が今後さらに増加すべき事項として重視されているのは、賃金、労働時間、利潤分配などであり、次いで、採用・解雇、生産態様、昇進などとなっており、組合別にみると、CGT、CFDTが賃金、時間、分配を重視しているのに対し、FOも同様の傾向を示しているものの内部規律、生産態様などへの関心が相対的に強い(第5表)。

つぎに、企業段階で決定し得る労働条件等の枠を超えた問題について、労働者、組合はどのような活動方向を

第5表 労働者が企業内でさらに発言力を増したい事項
(%)

事 項	C. G. T.	C. F. D. T.	F. O.	非組合員
採 用	38	32	31	30
解 雇	23	19	11	17
生産態様	19	24	24	18
昇 進	12	16	12	16
投 資	13	11	12	9
利潤分配	38	42	35	39
要員配置	12	27	27	25
内部規律	9	12	30	18
賃 金	70	61	54	67
労働時間	55	42	47	46
無 回 答	4	11	12	7

資料出所 文献1 174~5ページ。

注 回答者は表中の項目のうち、重要と思うもの三つを選んで回答しているの
で、比率の合計は100を超える。

目指すべきであると考えているかをみると、組合自身による活動の必要を認めつつも、組合のみの活動では目標の実現に限界があり、政治的勢力との連携又はその助力が必要であるとするものが多い⁽¹⁷⁾。

以上のような、企業の内外にわたる組合の目標を実現

していくうえでの強力な手段と目されているストライキについて、労働者の考え方を探ると、「短期間の作業停止を頻繁に繰返す」(三〇%)よりは、「目標実現まで継続して行う」べきである(四二%)とするものが多い(無回答が二八%)。また、「企業段階の個別問題に関してストライキに入る」(三一%)より、「地域、全国段階で行うストライキ」(五一%)の方が、より効果的であるとしている(無回答一八%)。そして、このような傾向は、F O加入労働者が、ストライキの段階について示している態度を唯一の例外として、各組合員、非組合員に等しく当てはまる(第6表)。

ところで、組合役員は、ストライキ執行の決断が、どのような条件のもとで一般労働者に支持され得ると考えているかをみると、「ストライキ実行の具体的方法」によるとするものが三二・四%、「盛り上り」をみてとするものが二五・八%、「世間の情勢」によるとするものが二三・三%、「その他の状況」によるとするものが一八・五%となっている⁽¹⁸⁾。

組合運動の指向が、以上のような、企業内決定の枠をこえる問題や、地域、全国段階でのストライキに相当程

第6表 労働者が効果的と考えるストライキの長さや段階 (%)

回答者の所属組織	ストライキの長さ			効果的ストライキの段階		
	短期ストライキを頻繁に繰返す	目標実現まで継続する	無回答	企業段階	地域・全国段階	無回答
C. G. T.	33	53	14	33	59	8
C. F. D. T.	30	52	18	25	67	9
F. O.	23	58	19	54	42	4
非組合員	29	37	33	29	49	22

資料出所 文献1 187 ページ。

第7表 組合運動と政治活動の関連 (%)

回答者の所属組織	組合運動が政治活動化している			組合は政党と共通の活動目標を有する			組合は政治活動をし得ない		
	どちらかというとうと賛成	どちらかというとうと反対	無回答	どちらかというとうと賛成	どちらかというとうと反対	無回答	どちらかというとうと賛成	どちらかというとうと反対	無回答
C.G.T.	34	61	4	73	20	7	43	49	8
C.F.D.T.	47	47	5	65	26	9	33	56	11
F.O.	58	38	4	46	46	8	23	65	12
非組合員	60	28	12	56	30	14	30	59	10

資料出所 文献1 159 ページ

度あるとすると、当然、組合運動と政治運動がどのようなかかわり方をしていくについて検討してみる必要がある。

組合組織別に見ると、CGT加入労働者は、政党と組合が共通の活動目標を有することに肯定的である一方、組合運動が政治活動化しているとする見方には否定的であるが、FOなどでは、これと対照的な判断をしている(第7表)。

また、労働者の支持する政党別にみると、CGTとFO等との関係は、ほぼ、左翼、革新勢力と、右翼、保守勢力との間の関係に当てはまる。

三 要約と作業課題

以上、最近一〇年間のフランスの労働組合運動を通じて、企業段階を中心とする労働組合組織、企業委員会など、労働者の活動の場が拡大される過程で、組合やそれを構成する労働者の労働運動に、いちじるしい多様性が見出されることを指摘した。それらは、

- ① 組合は、組合員の他にも、企業委員会委員選出などに当たって組合推薦候補者に投票するなどの非

組合員の潜在的支持を広範に受けていること、

②しかし、右の支持は流動的であること、

③また、組合員であっても、組合活動に対する参加率が必ずしも高くない一方、非組合員がストライキ・ピケッティングに参加するなどの動きがみられること、

④組合運動の目標として、労働条件の維持向上があげられている一方、社会制度等の変更が目指されていること、

⑤その手段としてのストライキは、長期で強力な方がよいと考えられていること、

⑥しかし、組合運動と政治活動の関連については、その望ましいとするあり方に関して種々の考え方があること、

などである。

ところで、これらの諸点をさらに具体的に把握するために、なお今後検討すべき課題がある。その第一は、最近一〇年間における労働者意識の変化を、アダム等の作業に接続できる手法でとらえる必要のあることである。

デュランは、一九七〇年代初め単位労働組合の役員約

一、一〇〇名を対象とした調査から、フランス組合運動に関して、①職業中心的運動、②経済利益運動、③階級運動、④職能利益運動、⑤労使交渉重視運動、⑥管理への参加運動、の六つの枠組が存在するとした¹⁹⁾。また、エルベス・スガンは、この枠組と、組合役員の考え方の間に、統計的な相関関係がみられることを明らかにした²⁰⁾。しかし、近年、フランスの組合をめぐる経済社会など外的条件の変化はきわめて大きく、組合役員等の世代交替が進むなど、内的条件も急速に変わりつつある。本稿第二章で明らかにした多様性の諸側面は、さらに新しいデータを加えて検討を行うことによって、より明確なものになろう。

課題の第二は、国際比較による各国の多様性の諸特徴を明らかにすることである。本稿で明らかにした多様性の種々の実態は、フランスの組合活動に固有のものなのか、あるいはイタリアなどいわゆるラテン系諸国を含めた欧米各国にも存在するものなのかを検討することによって、多様性の定量化、定性化はより正確に実施できることとなろう。

文献

- 1 Adam, G. Bon.F. Capdevielle, J. Mouriaux, R. *L'ouvrier français en 1970*, P. U. F., Paris, 1970.
 - 2 Durand, D. *Conscience ouvrière et action syndicale* Mouton, Paris, 1971.
 - 3 Ebbes-Seguin, S. *Démocratie dans les syndicats* Mouton, Paris, 1971.
 - 4 平井 和秀「労使関係と労働争議」一橋論叢 第八十五卷 第三号。
 - 5 平井 和秀「J・Dレイノーと『フランスの労働組合』労働組合運動の理論(3)」——官公労働 一九七八年十一月号。
 - 6 Ministère des Affaires Sociales *Revue Française des Affaires Sociales*.
 - 7 Ministère des Affaires Sociales *Tableaux statistiques sur le Travail et l'Emploi* édition 1979.
- 注
- (1) 文献4、四〇五〜四〇八ページ。
 - (2) 文献6、一九八一年第三号、一五一ページ。
 - (3) 一九六八年二月二七日の法律六八一、一七九号。労働法典I第四一二の一条以下に編纂。
 - (4) *comité d'entreprise*。一九四五年二月二三日のアレテに基づく。同アレテは、後に労働法典I第四三一の一条以下に編纂。

- (5) 文献6、一九八一年第一号、二五九〜三四四ページ。
 - (6) 七八年における企業委員会総数を示す統計資料を入手し得なかったが、同委員会の選挙は二年に一回行うべきこととされている点から考えると、総数は少くとも二万四〇〇〇を超え三万台と推定される。文献7、四一三ページに示された一九七五年に関する数字によると、同委員会設置対象企業数二万九、六九八のうち、設置済み委員会数は二万一、五六七(七二・六%)であった。
- 以下、本稿で七八年の結果について記述する場合は、集計対象委員会数(一万二、四〇五)に関する数字である。また、委員会の選挙方法等については、度重なる改正が行われているため、時系列変動の厳密な比較を行うには、各年の結果を調整する必要があるが、本稿では、各労働組合組織の相互の勢力関係について一応の目安を求めることを目的とする比較にとどめているため、未調整の数字を用いている。
- (7) 文献1。G・アダム等が、一九六八年五月の社会危機後、多くの労働立法や、労働慣行の変化が生じる過程で、労働者の社会、政治意識を明らかにするため実施した面接調査。調査及び集計時点は一九六九〜七〇年。一九六二年国勢調査を母集団とし、フランス全国から一定の方法で抽出した労働者一、一一六名に、国立科学研究所センター(CNRS)の調査員が面接し、一般質問項目六〇及び被調査者の属性に関する質問項目一三に対する回答並びにその分

析をまとめたもの。

(8) 文献3。アダム等とはほぼ同様の目的、手法のもとに、労働組合活動に従事している労働者一、〇七三名を対象として一九六九年に実施された調査分析。

(9) 文献1。一三一ページのデータから、組合出身候補者の得票を、棄権と投票先についての無回答を除いた投票数で除して算出。

(10) 文献1。一三七ページのデータ(比率)を、一三一ページのデータを用いて実数化したものに基いて算出。

(11) 文献3。一五五ページ以下。

(12) CGT 規約第九条。

(13) 文献1。一三七ページ。

(14) 文献1。一五五ページ。

(15) 文献3。一五六、七ページ。

(16) 文献1。一七一ページ。

(17) 文献3。一五八ページ。

(18) 文献3。一五三ページ。

(19) 文献5。一四一、七ページ及び文献。

(20) 文献3。一六一ページ。

(一橋大学講師)